

【資料第 18 号】についてのご意見等一覧

項 目	【資料第 18 号】についての意見等（概要）	基本的な考え方・意見に対する対応
前 文		
	・第一案を支持するが、第2案の「ガバナンス」への言及をとりいれられないか。（佐藤委員）	・第1案を採用し、ご意見のとおりと「ガバナンス」の部分を盛り込みました。
章 総 則		
1 目 的	・第一案を支持します。（佐藤委員）	・中間の報告の段階では両論を併記する形としました。
2 定 義	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動団体、非営利活動団体、事業者に分けることを支持します。自治会の組織率が高いことは文京区の特徴ではないか。（佐藤委員） ・区民：区内に住み、働き、学ぶ人をいいます。（藤原委員） ・「自己責任」は、基本原則として重要な位置付けをされているため、用語の定義では使わないほうがよい。（藤原委員） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動団体、非営利活動団体、事業者に分けて定義を行いました。 ・区民について、ご意見のとおりとし、「集う人」の部分を削除しました。 ・用語の定義から「自己責任」の言葉を削除しました。
章 基 本 理 念		
第 1 節 協働・協治		
1 協働・協治の実現		
第 2 節 基本原則		
1 自己決定・自己責任の原則		
2 情報共有の原則		
3 対等な立場の尊重		

3 章 区民等の権利、責務		
第 1 節 区民の権利・責務		
1 区民の権利	・区民は、区政において、政策立案から決定、実施、評価までの各段階に参画する権利を有します。(藤原委員)	・「協働・協治の社会の創造」に、その意味を含むと考えます。
	・区民は、適正な公的サービスを公平に受ける(とともに、公的サービスを担う活動に参画する)権利を有します。(藤原委員)	・【基本となる考え方】に文章で表しました。
	・未成年の区民は、独立した人格を尊重され、区民の権利を有します。(藤原委員)	・「それぞれの役割に応じた参画の権利」に、その意味を含むと考えます。
第 2 節 地域活動団体の権利、責務		
1 地域活動団体の権利	・地域活動団体は、区政において、政策立案から決定、実施、評価までの各段階に参画する権利を有します。(藤原委員)	・「協働・協治の社会の創造」に、その意味を含むと考えます。
	・地域活動団体は、協働・協治の考え方に基づき、公的サービスを担う活動に参画する権利を有します。(藤原委員)	・「協働・協治の社会の創造」に、その意味を含むと考えます。
2 地域活動団体の責務	・地域活動団体は、地域福祉の推進や公的サービスを担う主体として、その活動状況を広く公開するよう努め、新旧住民を差別なく招き入れ、公平かつ民主的に運営するよう努力しなければなりません。(藤原委員)	・【基本となる考え方】に文章で表しました。
第 3 節 非営利活動団体の権利、責務		
1 非営利活動団体の権利	・非営利活動団体は、区政において、政策立案から決定、実施、評価までの各段階に参画する権利を有します。(藤原委員)	・「協働・協治の社会の創造」に、その意味を含むと考えます。
2 非営利活動団体の責務	・非営利活動団体は、社会的課題の解決をめざし、公的サービスを担う地域社会の一員として、区民に開かれた活動を行い、多くの区民の意思をつなぎ、継続性のある大きな力にまとめる責務があります。(藤原委員)	・【基本となる考え方】に文章で表しました。

第 4 節 事業者の権利、責務			
1	事業者の権利	・事業者は、区政において、政策立案から決定、実施、評価までの各段階に参画する権利を有します。(藤原委員)	・「協働・協治の社会の創造」に、その意味を含むと考えます。
2	事業者の責務	・事業者は、その固有の社会的責任に基づいて事業の推進をするとともに、地域社会を協働・協治する主体として、納税を始め、情報や技術の提供など、地域への社会的責任を果たさなければなりません。(藤原委員)	・【その他の意見】に文章で表しました。
		事業者は、協働・協治の考え方に基づき、地域社会を構成する区民、地域活動団体、非営利活動団体、その他の組織の意思およびその活動を尊重しなければなりません。(藤原委員)	・「協働・協治の社会の創造」に、その意味を含むと考えます。

第 4 章 区の責務		
1 自治体政府としての役割	<p>「最小の経費で最大の効果を発揮」という文言は地方自治法からの引用のようですが、実体が不明瞭です。最小も最大も相対的な概念で、どちらかが固定されて初めて他方が決められるものです。意味が明確でないと形骸化しやすいので、生活に密接な関わりのある条例の文言としては相応しくないと思います。</p> <p>(提案)「住民の福祉の増進に向けて、必要かつ適正な施策を最小の経費で実施」(藤原委員)</p>	<p>地方自治法の文言をよりどころとすることにも、一定の意義があると考えました。なお、「必要な施策を実施し」という文言を追加しました。</p>
4 地域の担い手の育成	<p>ここでいう「参画の場」と7-2-4の「事業提案の場」をあわせて、7-5で「協働・協治の推進体制」としてフォーラムの設置を具体的に規定できればいいと思います</p> <p>(提案)「区は、協働・協治を担う区民や団体の育成のために、各主体による情報や意見の交換の場を設置し、政策立案から実施、評価にまで参画するきっかけをつくります。」(藤原委員)</p>	<p>「協働・協治を担う」については、「公共的な課題の解決に参画」という表現に置き換えました。また「各主体による情報や意見の交換の場を設置」については、新たに7-4-3で整理した「協働・協治推進のしくみ」のところで、今後、更なる検討が必要と考えています。</p>

第 5 章 執行機関の責務		
1 執行機関の責務	<p>区民がいわゆる「たらい回し」にあうことがないように、まず窓口で必要な公的サービスの全体を明確にするなど、執行機関は各課が協力し合って縦割り行政の弊害を極力改善することが求められています。</p> <p>(提案)「執行機関は、区民の最大の利益のために、各部署が情報を共有し、連携協力して、適正な公的サービスを迅速に提供するしくみをつくる責務があります。」(藤原委員)</p>	<p>「区民の最大の利益のために。」は、第4章の「区の責務」の「最小の経費で最大の効果」で対応していると考えています。「各部署が情報を共有し、連携協力して、適正な公的サービスを迅速に提供するしくみをつくる責務があります。」は、「執行機関の責務」の「その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行」で対応していると考えています。</p>

第 7 章 協働・協治の推進			
第 2 節 各主体の参画			
2 区への事業提案	(事業提案)を明記することは大変意味のあることだと思います。(佐藤委員)		第 7 章の全般的事項として、「参画の原則」「情報共有の原則」「意思表示の原則」などの「原則」が、第 2 章の「基本理念」と内容の重複感が整理しきれなかったため、一定の整理を行いました。具体的には、第 7 章は、出来るだけ具体的手続きに特化し、「理念・原則」は第 2 章に集約しました。結果として、参画の原則は、2 - 2 - 4「参画と協力」などに整理されました。 は第 7 章の全般的事項として、「努めます」「行います」といった表現を記帳としました。
3 各主体相互の活動への参画	(参画の原則)において、各主体が「積極的に参画するよう努めなければなりません。」と規定することは大変意味のあることだと思います。(佐藤委員) 個々人によって、参画の形態、態様は多様であるし、あっていいと思います。このため、7 - 2 - 2、7 - 2 - 3、7 - 2 - 4では、区民等の「努力規定」ではなくて「できる規定」の方がいいのではないかと考えます。(佐藤委員)		
第 3 節 各主体の意思の表明			
選挙投票による意思表明	(選挙投票による意見表明)を明記することは大変意味のあることだと思います。(佐藤委員)		明記することについて、更に検討が必要と考え、今後の検討課題として整理しました。
第 5 節 協働・協治の推進体制			
3 協働・協治推進のしくみ	ここでいう「参画の場」と7 - 2 - 4の「事業提案の場」をあわせて、7 - 5で「協働・協治の推進体制」としてフォーラムの設置を具体的に規定できればいいと思います。(藤原委員)		「各主体による情報や意見の交換の場を設置」については、新たに7 - 4 - 3で整理した「協働・協治推進のしくみ」のところで、今後、更なる検討が必要と考えています。
	「協働・協治推進委員会」について (佐藤委員)	メリット デメリット	
	委員会を明記する。	組織の位置づけが明確。	
	委員会を明記せず、むしろチェック機能を持つ自発的な団体を立ち上げる。	自由な立場からの監視機能が期待される。	乱立の恐れ。

その他			
条例の題名			
	(佐藤委員)題名については、幾つかの候補でメリット・デメリットが考えられます。		
		《メリット》	《デメリット》
	文京区区民憲章条例	最高規範であることが明白。	宣言的なものとの誤解を与える。
	文京区自治基本条例	一般名称と一致。	「自治」という言葉に新鮮さを感じられない。
	文京区協働参画基本条例	ガバナンスがポイントであることが明白。	手続きだけを決めたものとの印象を与える。
			名称につきましても、今後、更なる検討が必要と考えています。